

(資料4-2)

林地開発許可制度について

令和4年1月

林野庁

1. 森林法における開発規制の手続	2
2. 林地開発許可制度	3
(参考) 林地開発許可制度関連法令抜粋	5
3. 林地開発許可制度の4要件	7
4. 開発行為を行うことの確実性について (一般事項)	17
5. 一般事項、配慮事項	18
6. 一体性の取扱いについて	20
7. 用地の種類毎の規制	21

1. 森林法における開発規制の手続

森林の種類	開発の規模	適用される制度
保安林 (公益的機能の発揮のため指定された森林)	開発の規模に関係なく適用	<p>保安林制度 保安林を転用するためには、農林水産大臣又は都道府県知事が保安林の指定を解除することが必要。 <u>原則として他用途への転用を抑制すべきものであり、やむを得ず解除することができるのは、代替施設が設置されるなど保安林解除の要件を満たす場合に限られる。</u></p>
保安林以外(※) (地域森林計画対象民有林)	1haを超える	<p>林地開発許可制度 都道府県知事の許可が必要。 <u>開発行為の適正化を図るための制度であり、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全の4つの要件を満たすときは、許可しなければならない。許可に際し、条件を付することができる。</u></p>
	1ha以下	<p>開発行為の規制なし ※伐採に際し、「伐採及び伐採後の造林の届出」を市町村に事前提出することが必要。</p>

※民有林の場合。

2. 林地開発許可制度

- 森林の有する公益的機能を阻害しないよう開発行為の適正化を図るため、保安林以外の森林での1haを超える開発行為については、**都道府県知事の許可**が必要（自治事務）。
- 許可にあたっては、**災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全の4つの要件**を満たすことが必要であり、防災施設の設置等の措置が講ぜられることが許可基準。

■ 林地開発許可の対象となる森林

○ 地域森林計画の対象となる民有林

- ※ 国有林と保安林以外の森林の殆どが対象
- ※ 地域森林計画は都道府県知事が策定

■ 林地開発許可の対象となる開発行為

○ 土石の採掘や林地以外への転用などの土地の形質の変更を行うことによる**1haを超えての開発行為**

例) 住宅造成、別荘地、ホテルなどの宿泊施設、ゴルフ場やスキー場、遊園地などのレジャー施設、工場、採石場、土捨て場、道路、太陽光発電施設 など

■ 監督処分

- 無許可開発や違反行為に対して、**中止命令**や**復旧命令の監督処分**を実施
- 監督処分に従わない場合は、**告発**や**行政代執行**を実施

■ 罰則（改正前150万円以下の罰金をH29.4.1より次のとおり強化。）

- **3年以下の懲役**又は**300万円以下の罰金**

■ 林地開発許可の審査

- 都道府県知事は、申請が以下の要件を満たしていると認めるときは許可しなければならない

災害の防止

開発行為により、周辺地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと

- 土工、法面保護の適切な実施や、排水施設等の防災施設の設置等

水害の防止

開発行為により、下流地域において水害を発生させるおそれがないこと

- 洪水調節池の適切な設置等

水の確保

開発行為により、周辺地域の水質・水量などに影響を与え、水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと

- 貯水池や導水路の適切な設置等

環境の保全

開発行為により、周辺地域において環境を著しく悪化させるおそれがないこと

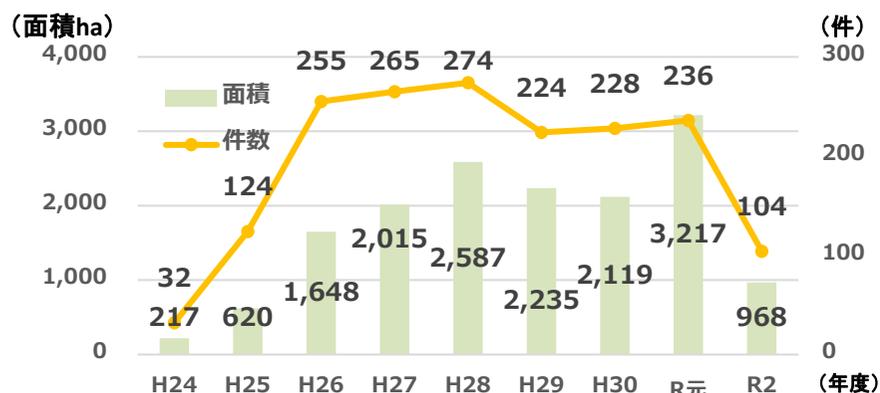
- 残置森林等の適切な配置

- 都道府県審議会、関係市町村長の意見聴取

太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用細則

- FIT制度の創設（平成24年）以降、森林での太陽光発電施設の設置を目的とした開発が増加。
 （ ・ その中には、大規模な土地改変を伴う事例、地域住民の反対運動が起こる事例が散見。
 ・ 全国知事会等から地域との共生のための規制整備等の要望。）
- 林野庁では、太陽光発電施設の特異性を踏まえた適切な林地開発許可基準について、有識者検討会を設置。
- 検討結果を踏まえ、令和元年12月、太陽光発電施設の設置に関する林地開発許可基準の運用細則を、都道府県宛てに通知。

◇ 林地開発許可制度における太陽光発電の推移



出典：林野庁業務資料

注：年度は、許可処分を行った年度。面積は、開発を行う森林の面積。

◇ 人家等に近接して設置している事例

人家等の裏に太陽光発電施設が設置され、一部に崩壊が生じた事例



運用細則の主な内容

- 表面流を分散させるための**柵工、筋工等の措置**や、地表保護のための**伏工による植生の導入等の措置**を適切に講じること
- 施設の設置区域の**平均傾斜度が30度以上の自然斜面**である場合に、**擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置**すること
- 排水施設の計画に係る雨水流出量の算出に用いる**流出係数は0.9～1.0**とすること
- 残置森林及び造成森林を合わせた森林率はおおむね**25%（うち、残置森林率はおおむね15%）**以上とし、**原則として周辺部に配置するとともに、尾根部については原則として残置森林を配置**すること
- **住民説明会の実施等の取組を配慮事項**とすること

(参考) 林地開発許可制度関連法令抜粋 (1)

○ 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)

(開発行為の許可)

第十条の二 地域森林計画の対象となつている民有林 (第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法 (昭和三十一年法律第百一号) 第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。) において開発行為 (土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。) をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が行なう場合
 - 二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
 - 三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれがなく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合
- 2** 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。
- 一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
 - 一の二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。
 - 二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
 - 三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。
- 3** 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たつては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。
- 4** 第一項の許可には、条件を附することができる。
- 5** 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(次ページに続く)

(参考) 林地開発許可制度関連法令抜粋(2)

(前ページより続き)

6 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(監督処分)

第十条の三 都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第四項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第一項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

○ 森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)

(開発行為の規模)

第二条の三 法第十条の二第一項の政令で定める規模は、専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が一ヘクタールを超えるものにあつては道路(路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。)の幅員三メートルとし、その他の行為にあつては土地の面積一ヘクタールとする。

○ 森林法施行規則(昭和二十六年農林省令第五十四号)

(開発行為の許可の申請)

第四条 法第十条の二第一項の許可を受けようとする者は、申請書(二通)に開発行為に係る森林の位置図及び区域図並びに次に掲げる書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 開発行為に関する計画書
- 二 開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類
- 三 許可を受けようとする者(独立行政法人等登記令(昭和三十九年政令第二十八号)第一条に規定する独立行政法人等を除く。)が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

(開発行為の許可を要しない事業)

第五条 法第十条の二第一項第三号の農林水産省令で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業とする。
(以下省略)

3. 林地開発許可制度の4要件

1. 災害の防止

森林法（法第10条の2第2項第1号の1）

当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

○法の趣旨

開発行為をする森林の植生、地形、地質、土壌、湧水の状態等から土地に関する災害の防止の機能を把握し、土地の形質を変更する行為の態様、防災施設の設置計画の内容等から周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれの有無を判断する趣旨である。

「その他の災害」としては、土砂の流出又崩壊の原因となる洪水、いつ水のほか、飛砂、落石、なだれ等が考えられる。

「当該森林の周辺の地域」と規定されているが、周辺の地域に影響が及ぶことを防止する観点から、開発行為の実施地区内における防災措置についても、審査を行うことが望ましい。

○施設の設置等が必要となる場合の主な技術的基準

- ・事務次官通知：開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて（平成14年3月29日付け13林整第2396号農林水産事務次官依命通知）
- ・長官通知：開発行為の許可基準の運用細則について（平成14年5月8日付け14林整第25号林野庁長官通知）
- ・太陽光通知：太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用細則について（令和元年12月24日付け元林整第686号林野庁長官通知）
- ・森林整備部長通知：開発行為の許可基準の運用細則の適用について（平成14年5月8日付け14林整第82号林野庁森林整備部長通知）

事務次官通知	長官通知／太陽光通知	森林整備部長通知
1 開発行為が原則として現地形にそって行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであること。	(長官通知) 1 スキー場の滑走コースに係る切土量は1ヘクタール当たりおおむね1,000立方メートル以下、ゴルフ場の造成に係る切土量、盛土量はそれぞれ18ホール当たりおおむね200万立方メートル以下。	—
	(太陽光通知) 太陽光発電施設を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が30度以上の場合、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置（森林土壌に崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除）。 平均傾斜度が30度未満の場合でも、必要に応じて適切な防災施設を設置。	

○施設の設置等が必要となる場合の主な技術的基準（つづき）

事務次官通知	長官通知	森林整備部長通知
<p>2 切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときはその法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じ小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。</p>	<p>2 技術的細則</p> <p>(1) 工法</p> <p>ア 切土は、原則として階段状に行う等法面の安定を確保すること。</p> <p>イ 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めを行うこと。</p> <p>ウ 大規模な切土又は盛土を行う場合は、豪雨等により災害が生じないように工事時期、工法等について配慮すること。</p> <p>(2) 切土</p> <p>ア 法面の勾配は、地質、土質等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。</p> <p>イ 土砂の切土高が10mを超える場合は、原則として高さ5m又は10m毎に小段を設置し、必要に応じ排水施設を設置すること。</p> <p>ウ 滑りやすい土質の層がある場合は、地盤にすべりが生じないように杭打ち等を講ずること。</p> <p>(3) 盛土</p> <p>ア 法面の勾配は、盛土材料、盛土高等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。</p> <p>イ 一層の仕上がり厚は、30cm以下とし、その層ごとに締め固めが行われるとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。</p> <p>ウ 盛土高が5mを超える場合は、原則として5m毎に小段を設置し、必要に応じて排水施設を設置すること。</p> <p>エ 盛土が崩壊するおそれ等がある場合は、事前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設工の施工、排水施設の設置等の措置を講ずること。</p>	<p>—</p>

○施設の設置等が必要となる場合の主な技術的基準（つづき）

事務次官通知	長官通知	森林整備部長通知												
<p>3 切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が2によることが困難である若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。</p>	<p>3 「周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合」とは、人家、学校、道路等に近接し、かつ、次の（1）又は（2）に該当する場合とする。</p> <p>(1) 切土法面の勾配が30度より急で、高さが2 mを超える場合。ただし、硬岩盤である場合又は次のア若しくはイのいずれかに該当する場合はこの限りでない。</p> <p>ア 土質が表の左欄に該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度以下のもの。</p> <p>イ 土質が表の左欄に該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度を超え、同表右欄の角度以下のもので、その高さが5 m以下のもの。</p> <table border="1" data-bbox="654 743 1621 1011"> <thead> <tr> <th>土質</th> <th>勾配の上限</th> <th>勾配の下限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軟岩</td> <td>60度</td> <td>80度</td> </tr> <tr> <td>風化の著しい岩</td> <td>40度</td> <td>50度</td> </tr> <tr> <td>砂利、真砂土、硬質粘土等</td> <td>35度</td> <td>45度</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 盛土法面の勾配が30度より急で、高さが1 mを超える場合。</p> <p>4 擁壁の構造</p> <p>(1) 土圧、水圧及び自重によって擁壁が破壊されないこと。</p> <p>(2) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと及び擁壁が滑動しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。</p> <p>(3) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。</p> <p>(4) 擁壁には、適正な水抜穴が設けられていること。</p>	土質	勾配の上限	勾配の下限	軟岩	60度	80度	風化の著しい岩	40度	50度	砂利、真砂土、硬質粘土等	35度	45度	<p>—</p>
土質	勾配の上限	勾配の下限												
軟岩	60度	80度												
風化の著しい岩	40度	50度												
砂利、真砂土、硬質粘土等	35度	45度												

○施設の設置等が必要となる場合の主な技術的基準（つづき）

事務次官通知	長官通知	森林整備部長通知
<p>4 切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により浸食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講ぜられることが明らかであること。</p>	<p>5 法面保護 (1) 植生による保護を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の浸食を防止できない場合には人工材料による適切な保護を行うこと。 (2) 表面水、湧水、溪流等により法面が浸食され又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講ぜられるものであること。</p>	<p>—</p>
<p>5 開発行為に伴い相当量の土砂が流出し下流地域に災害が発生するおそれがある場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。</p>	<p>6 えん堤等の設置 (1) えん堤等の容量は、次のア及びイにより算定された開発行為に係る土地の区域からの流出土砂量を貯砂しうるものであること。 ア 開発行為の施行期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域1ha当たり1年間におおむね200m³ないし400m³を標準とする。 イ 開発行為の終了後から地表が安定するまでの期間に相当量の土砂の流出が想定される場合には、別途積算すること。 (2) えん堤等の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接した位置であること。 (3) えん堤等の構造は、「治山技術基準」によること。</p>	<p>—</p>

○施設の設置等が必要となる場合の主な技術的基準（つづき）

事務次官通知	長官通知／太陽光通知	森林整備部長通知																						
<p>6 雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。</p>	<p>(長官通知)</p> <p>7 排水施設の能力及び構造</p> <p>(1) 排水施設の断面</p> <p>ア 計画流量の排水が可能になるよう余裕をみて定めること。この場合、雨水流出量は原則として次のa～cを用いてラショナル式により、流路内での流速・流量は原則として Manning式により求めること。</p> <table border="1" data-bbox="837 443 1588 639"> <tr> <td>a 流出係数</td> <td>浸透能小</td> <td>浸透能中</td> <td>浸透能大</td> </tr> <tr> <td>林地</td> <td>0.6-0.7</td> <td>0.5-0.6</td> <td>0.3-0.5</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>0.7-0.8</td> <td>0.6-0.7</td> <td>0.4-0.6</td> </tr> <tr> <td>裸地</td> <td>1.0</td> <td>0.9-1.0</td> <td>0.8-0.9</td> </tr> </table> <p>b 設計雨量強度は、単位時間内の10年確率。</p> <p>c 単位時間</p> <table border="1" data-bbox="837 710 1588 805"> <tr> <td>50ha以下</td> <td>100ha以下</td> <td>500ha以下</td> </tr> <tr> <td>10分</td> <td>20分</td> <td>30分</td> </tr> </table> <p>(2) 排水施設の構造</p> <p>ア 排水施設は、立地条件等を勘案した堅固で耐久力を有する構造で、漏水が最小限度となること。</p> <p>イ 排水施設のうち暗渠部分には、維持管理のためのます又はマンホールを設置すること。</p> <p>ウ 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩きの設置等を行うこと。</p> <p>エ 排水施設は、河川等又は他の排水施設等まで導くように計画し、管理者の同意を得ること。</p> <p>(太陽光通知)</p> <p>太陽光発電施設の特性を踏まえ、雨水等の排水施設の断面及び構造等については、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所については、流出係数を0.9から1.0までとすること。</p> <p>(2) 表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講ぜられていること。表面侵食に対しては、柵工、筋工等の措置が適切に講ぜられていること及び伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講ぜられていること。</p>	a 流出係数	浸透能小	浸透能中	浸透能大	林地	0.6-0.7	0.5-0.6	0.3-0.5	草地	0.7-0.8	0.6-0.7	0.4-0.6	裸地	1.0	0.9-1.0	0.8-0.9	50ha以下	100ha以下	500ha以下	10分	20分	30分	<p>浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によつて決定されるものであるが、同表の区分の適用については、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大として差し支えない。</p>
a 流出係数	浸透能小	浸透能中	浸透能大																					
林地	0.6-0.7	0.5-0.6	0.3-0.5																					
草地	0.7-0.8	0.6-0.7	0.4-0.6																					
裸地	1.0	0.9-1.0	0.8-0.9																					
50ha以下	100ha以下	500ha以下																						
10分	20分	30分																						

○施設の設置等が必要となる場合の主な技術的基準（つづき）

事務次官通知	長官通知	森林整備部長通知
<p>7 下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられること。</p>	<p>8 洪水調節池等の設置</p> <p>(1) 洪水調節容量は、下流における流下能力を考慮の上、30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。また、流域の地形、地質、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。</p> <p>(2) 余水吐の能力は、コンクリートダムにあっては100年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムのその1.2倍以上のものであること。</p> <p>(3) 洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。</p>	<p>「下流における流下能力を考慮の上」とは、開発行為の施工前において既に3年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超えるか否かを調査の上、必要があれば、この超える流量も調節できる容量とする趣旨。</p>
<p>8 飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石若しくはなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

2. 水害の防止

森林法（法第10条の2第2項第1号の2）

当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

○法の趣旨

開発行為をする森林の植生、地質及び土壌の状態並びに流域の地形、流域の土地利用の実態、流域の河川の状態、流域の過去の雨量、流域における過去の水害の発生状況等から水害の防止の機能を把握し、土地の形質を変更する行為の態様、防災施設の設置計画の内容等から森林の有する水害の防止の機能に依存する地域において水害を発生させるおそれの有無を判断する趣旨である。

○施設の設置等が必要となる場合の主な技術的基準

事務次官通知	長官通知	森林整備部長通知
開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。	洪水調節容量は、当該開発行為をする森林の下流において当該開発行為に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下までに調節できるものであること。 また、流域の地形、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。	1 運用細則に基づき洪水調節池等の設置を併せて行う場合、同時に法第10条の2第2項第1号により設置する洪水調節池等、同項第1号の2により設置する洪水調節池等のそれぞれの技術的細則を満たすよう設置することとする。 2 「当該開発行為に伴いピーク流量が増加する」か否かの判断は、当該下流のうち当該開発行為に伴うピーク流量の増加率が原則として1%以上の範囲内とし、「ピーク流量を安全に流下させることができない地点」とは、当該開発行為をする森林の下流の流下能力からして、30年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができない地点のうち、原則として当該開発行為による影響を最も強く受ける地点とする。 なお、当該地点の選定に当たっては当該地点の河川等の管理者の同意を得ているものでなければならない。

3. 水の確保

森林法（法第10条の2第2項第2号）

当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること

○法の趣旨

開発行為をする森林の植生、土壌の状態、周辺地域における水利用の実態及び開発行為をする森林へ水利用を依存する程度等から水源かん養機能を把握し、貯水池、導水路等の設置計画の内容等から水源のかん養機能に依存する地域の水の確保に著しい支障を及ぼすおそれの有無を判断する趣旨である。

○施設の設置等が必要となる場合の主な技術的基準

事務次官通知	長官通知	森林整備部長通知
<p>1 他に適地がない等によりやむをえず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。</p> <p>2 周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。</p>	<p>導水路の設置その他の措置が講ぜられる場合には、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。</p>	<p>—</p>

4. 環境の保全

森林法（法第10条の2第2項第3号）

当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

○法の趣旨

開発行為をする森林の樹種、林相、周辺における土地利用の実態等から自然環境及び生活環境の保全の機能を把握し、森林によって確保されてきた環境の保全の機能は森林以外のものによって代替されることが困難であることが多いことにかんがみ、開発行為の目的、態様等に応じて残置管理する森林の割合等からみて、周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれの有無を判断する趣旨である。

○施設の設置等が必要となる場合の主な技術的基準

事務次官通知	長官通知	森林整備部長通知
1 開発行為をしようとする森林の区域に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の森林又は緑地の残置又は造成が適切に行われること。	(1) 森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、やむを得ない場合は、速やかに森林等を造成すること。残置し若しくは造成する森林等の面積の事業区域内の森林面積に対する割合及び森林の配置等は、次表によること。 (2) 造成森林は、樹高1メートル以上の高木性樹木を、均等に分布するよう植栽する。	表中の「おおむね」は、その2割の許容範囲を示しており、適用は個別具体的事案に即して判断されるが、工場又は事業場にあつては20%を下回らないものでなければならないという趣旨。
2 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等の必要がある場合は、適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われること。	「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物の保護を含むものとする。また、「必要に応じた造成」とは、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含む。	—
3 景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされ、特に市街地等からの景観を維持する必要がある場合は、法面を極力縮小するとともに、可能な限り緑化を図り、設置される施設の周辺に森林を残置する等の措置をすること。	特に土砂の採取、道路の開設等の開発行為について景観の維持上問題を生じている事例があるので、開発行為の対象地（土捨場を含む）の選定、法面の縮小又は緑化、森林の残置又は造成、木竹の植栽等の措置につき慎重に審査すること。	—

表 主な開発目的別の事業区域内の森林面積に対する割合及び森林の配置等

開発目的	森林の割合	森林の配置等
宿泊施設、レジャー施設の設置	森林率はおおむね50%（残置森林率はおおむね40%）以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね40%以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 3 レジャー施設の開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね5ha以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。
工場、事業場の設置	森林率はおおむね25%以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ha以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。
住宅団地の造成	森林率はおおむね20%以上（緑地を含む）とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ha以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。
土石等の採掘		<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。
太陽光発電施設の設置	森林率はおおむね25%（残置森林率はおおむね15%）以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に残置森林を配置することとし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ha以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林（おおむね30m以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置することとする。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。

4. 開発行為を行うことの確実性について（一般事項）

森林法施行規則第4条においては、法第十条の二第一項の許可を受けようとする者に対し以下の書類の添付を義務づけており、これを踏まえ、事務次官通知の別記「開発行為の許可基準の運用について」では、先の4要件のほか、以下の観点から開発行為を行うことの確実性を判断することとしている。

- ・ 森林法施行規則（昭和26年8月1日付け 農水省令第54号）
- ・ 事務次官通知 : 開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて（平成14年3月29日付け13林整治第2396号農林水産事務次官依命通知）
- ・ 長官通知 : 開発行為の許可基準の運用細則について（平成14年5月8日付け14林整治第25号林野庁長官通知）
- ・ 太陽光通知 : 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用細則について（令和元年12月24日付け元林整治第686号林野庁長官通知）

森林法施行規則	事務次官通知（運用基準第1 一般的事項）	長官通知
<p>第4条 法第十条の二第一項の許可を受けようとする者は、申請書（二通）に開発行為に係る森林の位置図及び区域図並びに次に掲げる書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 開発行為に関する計画書</p> <p>二 開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類</p> <p>三 許可を受けようとする者（独立行政法人等を除く）が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類</p>	<p>1 次の事項のすべてに該当し、申請に係る開発行為を行うことが確実であること。</p> <p>(1) 開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後遅滞なく申請に係る開発行為を行うことが明らかであること。</p> <p>(2) 開発行為に係る森林につき開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を申請者が得ていることが明らかであること。</p> <p>(3) 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について法令等による許認可等を必要とする場合には、当該許認可等がなされているか又はそれが確実であることが明らかであること。</p> <p>(4) 申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があることが明らかであること</p>	<p>○ 運用基準第1の1の(2) 関係事項</p> <p>「相当数の同意」とは、開発行為に係る森林につき開発行為の妨げとなる権利を有するすべての者の3分の2以上の者から同意を得ており、その他の者についても同意を得ることができることを認められる場合を指すものとする。</p>

5. 一般的事項、配慮事項

- ・ 事務次官通知 : 開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて（平成14年3月29日付け13林整治第2396号農林水産事務次官依命通知）
- ・ 長官通知 : 開発行為の許可基準の運用細則について（平成14年5月8日付け14林整治第25号林野庁長官通知）
- ・ 太陽光通知 : 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用細則について（令和元年12月24日付け元林整治第686号林野庁長官通知）

事務次官通知（運用基準第1 一般的事項）	長官通知／太陽光通知
<p>2 開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であること（法令等によつて面積につき基準が定められているときには、これを参酌して決められたものであること）が明らかであること。</p> <p>3 開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一部についての許可の申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。</p> <p>4 開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における原状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであること。</p> <p>5 開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていることが明らかであること。</p> <p>6 開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによつて周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされることが明らかであること。</p>	<p>（長官通知）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運用基準第1の4 関連事項 「現状回復等の事後措置」とは、開発行為が行われる以前の現状に回復することに固執することではなく、造林の実施等を含めて従前の効用を回復するための措置をいう。 ○ 運用基準第1の5 関連事項 例えば、開発行為により道路が分断される場合には、代替道路の設置計画が明らかであり、開発行為の対象箇所の奥地における森林施業に支障を及ぼすことのないように配慮されていること等が該当する。 ○ 運用基準第1の6 関連事項 例えば、地域住民の生活への影響の関連でみて開発行為に係る事業の実施に伴い地域住民の生活環境の保全を図る必要がある場合には、申請者が関係地方公共団体等と環境の保全に関する協定を締結していること等が該当。 <p>（太陽光通知）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運用基準第1の4 関連事項 太陽光発電事業終了後の土地利用の計画が立てられており、原状回復等の事後措置を行うこととしている場合は、植栽等、設備撤去後に必要な措置を講ずることについて、申請者に対して指導する。

○一般的事項、配慮事項（続き）

事務次官通知 (運用基準第1 一般的事項)	長官通知
<p>7 開発行為をしようとする森林の区域内に残置し又は造成した森林又は緑地が善良に維持管理されることが明らかであること。</p>	<p>○ 運用基準第1の7 関連事項</p> <p>「善良に維持管理されることが明らかである」とは、残置し又は造成する森林又は緑地につき申請者が権原を有していることを原則とし、地方公共団体との間で森林又は緑地の維持管理につき協定が締結されていること等をいうが、この場合において、開発行為をしようとする森林の区域内に残置し又は造成した森林については、原則として将来にわたり保全に努めるものとし保安林制度等の適切な運用によりその保全又は形成に努めることが望ましい。</p>

太陽光通知

その他配慮事項

1 住民説明会の実施等について

太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為については、地域住民が懸念する事案があることから、申請者は、林地開発許可の申請の前に住民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組を実施することが望ましい。このため、当該林地開発許可の審査に当たり、以上の取組の実施状況について確認することとする。

2 景観への配慮について

太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為をしようとする森林の区域が、市街地、主要道路等からの良好な景観の維持に相当の悪影響を及ぼす位置にあり、かつ、設置される施設の周辺に森林を残置し又は造成する措置を適切に講じたとしてもなお更に景観の維持のため十分な配慮が求められる場合にあっては、申請者が太陽光パネルやフレーム等について地域の景観になじむ色彩等にするよう配慮することが望ましい。

このため、当該林地開発許可の審査に当たり、必要に応じて、設置する施設の色彩等を含め、景観に配慮した施工に努めるよう申請者に促すこととする。

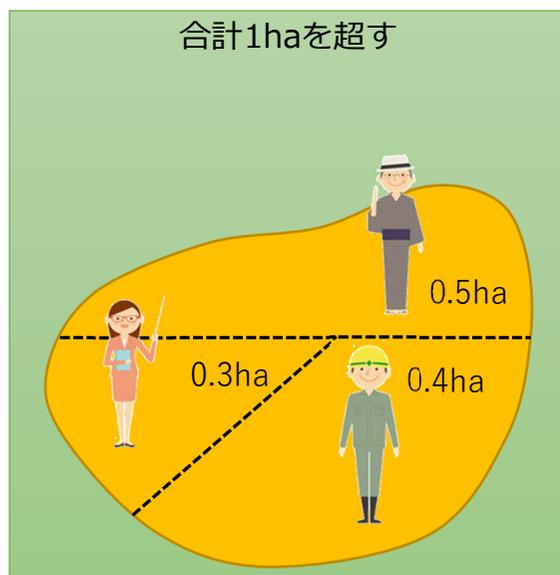
6. 一体性の取扱いについて

○ 農林水産事務次官依命通知第1の2

開発行為の規模は、この許可制の対象となる森林における土地の形質を変更する行為で、実施主体、実施時期又は実施個所の相異にかかわらず一体性を有するものの規模をいう。

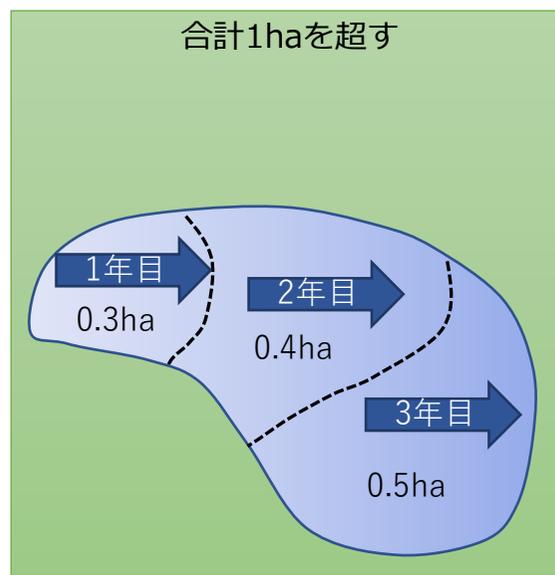
ケース① 共同で開発

森林所有者などが共同で開発を行う場合、それぞれの人の開発する森林の面積が1ha以下でも、全体の開発面積が1haを超える場合は林地開発許可が必要。



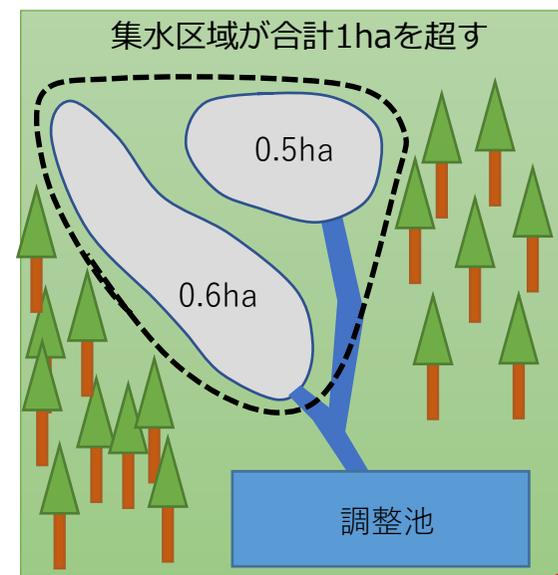
ケース② 少しずつ開発

何年にもわたって開発を行う場合、それぞれの年の開発面積が1ha以下でも、最終的な開発面積が1haを超える場合は林地開発許可が必要。



ケース③ 集水区域が同じ

実施個所が異なっても地形、水の流れからみて集水区域を同じくする場合で合計の面積が1haを超える場合は、林地開発許可が必要。



7. 用地の種類毎の規制

用地の種類	規制の内容	経緯
森林	<p>森林法で規制。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安林の場合：保安林制度 保安林を転用するためには、保安林の指定の解除について農林水産大臣又は都道府県知事の許可が必要。 ・ 保安林以外の民有林：林地開発許可制度等 1 haを超える森林を開発する場合は、都道府県知事の許可が必要。 1 ha以下の森林を開発する場合は、市町村の長へ伐採届の提出が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保安林制度は、明治30年に制定。それまでの禁伐林等は全て保安林となった。 ・ 林地開発許可制度は、昭和49年の森林法改正により創設。保安林以外の森林の適切な土地利用の確保が目的。
農地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地法で規制 ・ 農地転用許可制度 ・ 農地を農地以外のものに転用するためには、都道府県知事又は農林水産省が指定する市町村の長の許可が必要。 ・ 生産性が高い農地の転用など農業上の利用に支障をきたす農地転用は原則不許可。市街地の農地は原則許可。 ・ 農山漁村再エネ法に基づく設備整備区域に設定する場合、再生利用が困難な荒廃農地等について、上記の原則不許可の例外と規定（農用地区域は不許可）。 ・ 営農型太陽光発電については、荒廃農地を活用する場合等は、一時転用の期間をこれまでの3年以内から10年以内に延長。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地転用許可制度は、昭和16年に創設。 ・ 農地法に基づく農地転用許可制度は昭和27年に制定。生産性の高い優良農地の確保を図ること等が目的。

用地の種類	規制の内容	経緯
都市計画区域又は準都市計画区域	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法で開発行為を規制。 都市計画法によって、一定規模以上の開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）は、開発許可権者（都道府県知事等）の許可が必要。 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>太陽光発電設備及びその付属施設が建築基準法第2条第1項に定める建築物でない場合は、開発許可の対象とならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法は昭和43年に制定。都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することが目的。
自然公園	<ul style="list-style-type: none"> 自然公園法で規制。 国立・国定公園の特別地域（特別保護地区を含む）では、太陽光発電施設を含む工作物の新增改築行為を行うには、環境大臣（国定公園については都道府県知事）の許可を受ける必要がある。（平成27年自然公園法施行規則改正により太陽光発電施設設置にかかる許可基準を追加） 国立・国定公園の普通地域では、1,000m²を超える太陽光発電施設の新増改築行為を行うには、環境大臣（国定公園については都道府県知事）に対し届出を行う必要がある。（平成27年自然公園法施行規則改正により届出を要する行為として追加） 	<ul style="list-style-type: none"> 優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び強化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することが目的。